

別記(一)  
謹啓

時下益々御清榮の段質と奉ります。過般の私共市電事議に際しては種々御高  
配を煩はし有り難く御禮申し上げます。

事議の経過に就ては既に充分御承知のこと、茲に申上げる必要  
も無いと思ひます。去る十七日、切り出した調停案による二割削減案と山下  
更改給による採用選擇の結果は二割削減案が別表の如く事實に於て後業員に  
非常に有利なるにも拘らず山下更改給を採つた者が選擇の有資格者中八割九  
分の過半的多数を占め二割削減案は僅に一割一分に過ぎない情態に立至つた  
のであります。

何れ故に私共後業員は現實に大きな損害のある山下更改給を採らざるを得な  
かつたのであります。私共も二割削減と山下案による得失は百も承知であり  
二割削減案も又事議の内の、結果よりして當選採らなければならぬ案  
であるにも拘らず斯く多数の山下更改給に走つた所以は山下局長最後の調  
停案に對して當選其の案を採擇すべきであるに調停案を採擇せざるのみか、  
調停委員會決定の主旨は市電の根本的更生問題を度外視しては給與規定を改  
要出来ぬことになつてゐる。近頃規程(改悪)して退職手當の率を要化せし  
めることと公認と言明しなすに當局に對する不信の念を高めて、ある後